

2026年1月15日

大阪シティバス株式会社から受託している営業所における
弊社バス乗務員の運賃着服事案について(お詫び)

南海バス株式会社

このたび、弊社が大阪シティバス株式会社から運行及び管理業務を受託している井高野営業所におきまして、弊社バス乗務員2名が乗務中に運賃を着服していたことが判明いたしました。

本件につきまして、大阪シティバス株式会社をはじめとして、ご利用のお客さまや関係する皆さまに深くお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

2025年12月9日、大阪シティバス株式会社の社員が、弊社乗務員A(50歳代、男性、勤続8年9か月)が運転するバスに乗車した際、当該乗務員が不審な動作をしている様子を目視確認したとの情報連携を受けました。ドライブレコーダーや運賃箱の操作履歴の調査、本人への事情聴取を行ったところ、運賃着服の事実が判明いたしました。

また、他に不審な操作履歴がないか、当該営業所に所属する全乗務員を対象に運賃箱操作履歴を調査したところ、新たに1名の乗務員B(40歳代、男性、勤続10年1か月)が着服している事実も判明したものです。

着服の合計金額は約136万円です。

なお、着服金額は全額を弊社より大阪シティバス株式会社に弁済いたします。

2. 着服の手口

運賃箱を不正に操作し、大人運賃210円のところを大人割引運賃110円と設定変更することで、釣銭として払い出された運賃を着服していました。

3. 当該乗務員の処分

当該乗務員2名につきましては、12月29日付で懲戒解雇処分といたします。

4. 再発防止策

この度の事案を重く受け止め、全乗務員に対し運賃の適正な取り扱いを改めて指導徹底いたします。また、営業所監督者による継続的な指導を行うとともに、運賃箱操作履歴のモニタリング等管理の強化を行うことにより、再発防止に努めます。

大阪シティバス株式会社をはじめとして、ご利用のお客さまや関係する皆さまには、重ねて深くお詫び申し上げます。

弊社は受託事業者としての管理責任を厳粛に受け止め、再発防止に全社を挙げて取り組むことで信頼回復に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

南海バス株式会社 総務課 072-221-0881